

九州養蚕村における乳牛飼養の展開

—熊本県泗水村の実態—

渡邊宗尙

一、はしがき

九州の乳牛飼養は大まかにみて、市乳の提供を目的とする福岡県と、それぞれの製酪工場に直結して原料乳を生産するいくつかの製酪園——島原半島・熊本県大矢野島・宮崎県^{こゆ}児湯郡・薩摩半島・種子島など——とに類別される。

『農林省統計表』（昭和二八年度）によれば、熊本県の乳牛頭数は四、六〇〇頭で福岡県の六、〇〇〇頭につき二位をしめているが、これはひとつには天草郡大矢野島（約一、二〇〇頭）の存在によるものであり、さらに県内の他の地域における増加傾向を見落すわけにはいかぬ。ここで九州各県の乳牛頭数の昭和一五年に対する一九年の増加率をみると、熊本二〇八%、福岡・佐賀一六五%、鹿児島一六三%、大分一六〇%、長崎一四二%、宮崎一二二%で、熊本県の倍増が注目される。また絶対数では熊本二、三八九頭、福岡二、三六七頭、鹿児島一、七五三頭、佐賀一、三八三頭、大分八七一頭、長崎五七九頭、宮崎三二六頭の増加で、熊本県はわざかながら福岡県を上廻つてゐる。このように熊本県の乳牛飼養は、現在のところ現象的には確かに前進している。

熊本県の新興「酪農」地域は、熊本市市場（市乳と森永工場の原料乳）をめざす周辺の数郡と、人吉・八代・玉名三市

の近郊村である。福岡県にくらべ、あらゆる面で商業的農業展開の条件に乏しいとみられる熊本県において、なぜこのような増加現象がみられるのか。農家経済のいかなる要請により、既存のどのような經營組織のなかに、どのような形態と性格とをもつて乳牛飼養が編入されているのか。この種の經營体と乳業資本との関係はどうなつてゐるか。総じてその社会経済的諸関係は何か。本稿では、新興「酪農」村として、大矢野島を別とすれば、量・質とともに熊本県下で首位にある菊池郡泗水村をとりあげ、これらの問題を検討したいと思う。

泗水村は熊本市の北東一六粁の畠三、水田一の耕地比率をもつ台地状の平坦村で、戦前は県下最大の養蚕村として知られたところである。戦時中から戦後にかけ、養蚕は一般的傾向にしたがい大きく減退したが、最近また次第に復活して、水田・普通畠の耕種農業とならび、相交らずこの村の重要な現金収入部門となつてゐる。したがつて、乳牛の導入は新たな現金収入部門の追加として、従来の養蚕経営と時には激しく競合し、時にはこれと妥協しつゝ、この村の農業構造をそれだけ複雑にしてゐる。乳牛飼養の実態把握が養蚕との不可分の関連においてなされねばならぬゆえんである。ところで、養蚕と乳牛飼養の競合なしし補合の現象は、ニュアンスはあるが、たんに泗水村だけでなく全県的に認められるところであり、特に、菊池川、緑川ぞいの県北部「酪農」地域において著しい。したがつて泗水村の、このようなものとしての「酪農」事情の究明は、結果的には、熊本県の「酪農」増進傾向の本質を理解する手がかりを与えるものと考えられる。

II、養蚕業の推移

まず、泗水村の養蚕業の推移を概観しよう。⁽¹⁾

泗水村で桑樹作による本格的な養蚕が始まつたのは明治二〇年代で、同二六年には産繭量は八、〇〇〇貫に達した。当時、熊本市周辺には三つの器械製糸場ができて、泗水村の繭もここに出されていたが、その処理能力が限られていたので、明治三四四年に斎藤長八氏は村内に足転製糸伝習所を設け、家庭製糸の普及につとめた。蚕種製造は明治二四、五年頃から個人的に始められ、明治三四、五年頃には、村内に二〇名ほどの蚕種製造者があつた。その後明治三八年には蚕病予防法が施行され、蚕種の検査が行われるようになつたので、製造者の数も急速に減り、大正四年には生き残つた三名の業者を中心にして泗水蚕種合名会社が組織された。これと並行して、桑の品種も在来種から新品種（改良風返し、白芽・赤芽魯桑など）に変更され、飼育法も従来の個別飼育から稚蚕共同飼育にきりかえられた。

明治四〇年代になると、在来の足転製糸と新しく普及しつつあつた器械製糸との間に、糸一〇匁につき一〇錢の開きを生ずるようになつたので、この損失をふせぎ同時に産繭販売の困難を打開するために、斎藤氏はふたたび共同器械製糸の設立を計画し、幾多の迂余曲折の後明治四三年に六〇釜の工場をたて、有限責任製糸販売購買利用組合泗水社として事業を開始した。泗水社発足当時の出資金は一二、四〇〇円、組合員数はわずかに一三九名で、当時の諸事情から推して、村内的一部の中・富農の組織であつたといえる。事業成績は良好で、初年度の純益は七、〇〇〇円（当時の繭価は一〇〇匁につき三〇～四〇錢）であつた。明治四五五年には組合の区域を泗水村から泗水外六カ村とし、これにより組合員数五三〇名、出資金三四、六五〇円を確保し、さらに六〇釜を増設した。組合規模の村外への拡張は、村内における中農下層ないし貧農上層の勤員に限界があつたことを示すものとみられる。大正六年には組合の区域を菊池郡一円ならびに鹿本郡の三カ村に拡張し、また総釜数を二一一に増したので、器械製糸工場としていよいよ標準規模のものとなつた。⁽²⁾ 泗水社は大正九年にはさきにみた泗水蚕種合名会社を買収し、蚕種の統一と品質の改善をはか

り、同一一年には組合員一、一二三五名、出資金七〇、六〇〇円に達した。泗水社のこのよろな発展は、じうまでもなく、第一次大戦時の好況（大正四年の泗水社買付け春繭価格は一〇〇匁四一・六錢、同五年六一・一錢、同八年一一六・三錢、同一一年一三〇・二錢）によるものであつた。泗水社は大正九年には産業組合中央会から表彰され、昭和二年には好況をみこんで菊池郡花房村に分工場をたてて操業を開始した。

泗水村の養蚕業は「戦争ブーム」と県や泗水社の強力な指導によつて、大正の後期から昭和の初期にかけて大きく発展し、桑園面積は四五〇町歩、収繭量は年間八〇、〇〇〇貫以上に達し、西日本一の養蚕村として喧伝された。当時、最大規模の一養蚕農家は年間四〇五貫の収繭量をあげ、収繭量一〇〇貫以上の農家は一九戸を数えた。昭和四年には養蚕農家数六五八戸、桑園面積二六九・九町歩、収繭量七三、七三三貫であつた。なおこの年の給農家数は七五戸であるから、養蚕農家の割合は八二%に達し、養蚕が中・富農層の収利部門としてだけでなく、中・貧農層の窮迫販売部門としても機能したことが推測される。

昭和五、六年の蚕糸恐慌は泗水村の養蚕農家に大きな打撃を与えた、翌七年、繭価（春繭）が二六・五錢に暴落するにいたつて農家経済は破局に直面した。泗水社もこのあおりをくつて、昭和八年にはさきに設立した花房分工場を閉鎖した。これとともに、養蚕經營の合理化（経済飼育、桑園の改良、自給肥料の増産—特に桑園の綠肥化など）が強力にあし進められた。

不況期を経た昭和一四年には、泗水村の養蚕農家は五五一戸に、収繭量は五〇、七九〇貫に減少した。泗水村は従来養蚕農家、桑園面積、收繭量のいづれにおいても県下一位であつたが、この年は戸数では二位、収繭量では五位に落ちた。ただ反当收繭量は昭和五年頃の一五貫から二二貫に増加していく、右にみた中農的合理化の結果として注目

される。戦時中は政府の食糧増産政策によつて、桑園に対する食糧農作物の作付けが強行され、泗水村において「學徒動員」により掘り起された桑園面積は一五〇町歩に達したといわれる。なお泗水社は昭和一九年三月、日本蚕糸製造会社泗水工場となり、戦後、昭和二一年一〇月に株式会社泗水社として再出発した（資本金は一五〇万円）。同社は戦後も組合製糸の形式をとる方針であつたが、敗戦時の悪条件のために出資金が集まらず、やむをえず株式組織とし、養蚕農家を全員株主とする擬制的協同組合方式をとつた。社長は荒藤正和氏（長八氏の養嗣子）であつたが、死亡したので、松野頼三氏がそのあとをつゝでいる。泗水社の資本金は、昭和二五年、一五〇万円に、同二七年、一〇〇〇万円に増資され、昭和二九年現在の釜数は一三三である。株主のうち、養蚕農家は六カ村一、一一一名（昭和二八年）であるが、その株式保有総額は一四〇万円程度にすぎない。経営内容をみると（昭和二七年度）、年度内利益金一、五四七、八七四円七八錢、前年度からの繰越損失金一五一、七四七円三〇錢、差引き一、三九六、一二七円四八錢の黒字である。昭和二八年年末の女子工員数は一四七名（うち県内出身者は一二〇名）で、泗水村の出身者が少ない（二五名）ことが注目される。

戦後の養蚕規模をみると、養蚕戸数は昭和二三年四七四戸、二四年四五〇戸、二五年四七一戸、二七年四五二戸で、若干の増減がみられるが、各年とも県下で一位にある点が注目される。桑園面積は昭和二一年には一九〇町歩であつたが、二二一年一四一・八町歩、二四年一五三・八町歩、二五年一四八・二町歩、二七年一一七・八町歩で、結局一分の一近くに減少している。ただ各年度とも県内では一位である。収繭量は昭和二四年一三、二三五貫、二五年一五、七〇一貫、二七年一八、七六〇貫で一貫して増加している。昭和二四年は県内で一位、二五年、二七年はともに二位である。戦後、桑園面積の減少にもかかわらず収繭量が増加している点が注目される。しかし反あたり収繭量

は、最高の昭和二七年をとつてみても一六貫程度にすぎないから、經營合理化の効果を過大に評価することは許されない。

泗水村の養蚕農家を耕作規模別にみると第一表の通りである。すなわち養蚕農家は戸数において一・二町層に集中していることが知られる。しかし、養蚕農家の各層農家数に対する比率をみると、事情はかなり違つてくる。すなわち、三・五町層は、絶対数は少ないが、全戸が養蚕を営んでいる。また、二・三町層は九〇%、一・五・一町層は七%、一・一・五町層も同じく七%，五反・一町層は三七%，三・五反層は一四%，三反未満層は四%が、それぞれ養蚕經營を行なつてゐる。すなわち、下層から上層に向うにしたがつて養蚕經營が普及してゐることが分かる。また、各層養蚕農家の一戸あたり平均桑園面積をみると、三・五町層は五・四反といわゆる標準規模に達している。⁽³⁾ 以下、二・三町層は四・一反、一・五・二町層は二・九反、一・一・五町層は二・一反、五反・一町層は一・四反、三・五反層は一反、三反未満層は〇・八反となつてゐる。すなわち、耕作規模が大きくなるにつれて、養蚕規模も拡大してゐることが知られる。しかしこで注意すべきは、養蚕が比較的大規模の安定した農家を中心經營のなかでの比重は、戦前にくらべてずつと小さくなつてゐる点である。そして、養蚕規模縮小の最大の原因が収利性の低さにあることは、既に多くの資料の示すところである。⁽⁴⁾ 戦前、養蚕は一般に、それなくしては農家経済が成り立ちえない程

第1表 耕作規模別養蚕農家数

	A 総農家数	B 養蚕農家数	B/A × 100	桑園面積	養蚕農家戸あたり面積
総数(平均)	1,033	527	51	137.5	2.6
3 反未満	160	6	4	0.5	0.8
3~5反	92	13	14	1.3	1.0
5~10反	210	79	37	11.4	1.4
10~15反	236	169	71	35.7	2.1
15~20反	225	160	71	46.6	2.9
20~30反	105	95	90	39.3	4.1
30~50反	5	5	100	2.7	5.4

昭和25年世界農業センサスによる。

の重要な現金収入部門であつたが、戦後は、儲かれば続け、そうでなければ切り切る自由選択の可能な部門に転化している。泗水村の養蚕が戦後主として中・富農層によつて營まれているゆえんである。

しかし、各層農家と養蚕部門との結びつきを個別的に検討すると、その内容は複雑である。第一表の『農家経済調査結果表』によると、養蚕農家は調査農家一〇戸のうちF6、F8、F10の三戸である。F10の繭代金は二二一、八五一円で、桑園反あたり粗収入は一八、〇三八円となる。この数字は、各農家の粗収入から経費を差しひいた反あたり農業所得（たとえば、F5のそれは二二、七三八円、F8のそれは二〇、二〇〇円）と比較しても、若干下廻る程度であるから、養蚕がそれ自体として特に有利であるとの結論は絶対にでてこない。この農家は自家労力を酷使して、粗放的ではあるが、広い耕地の利用度を増すことによつて、相対的に豊かな経済内容を実現しているものとみられる。F6は經營耕地一〇・四反のうち一・七反の桑園をもつてあり、その養蚕粗収入は三九、二九一円で、桑園反あたり粗収入は二三、一一一円である。これはF10のそれを多少上廻つているが、統営全体の内容は極めて貧弱で、反あたりの農業所得、農家所得、農家余剰はいずれも八位に落ちている。F8は經營耕地一五・九反のうち三・九反の桑園をもち、養蚕粗収入は一五八、一一〇円で、桑園反あたり粗収入は四〇、五四二円である。この数字はF6やF10のそれを大きく離している。F8は反あたり農業所得、農家所得では二位、農家余剰では三位で、經營内容は相対的に充実しているごとくである。水稻反収も三・三一石で一位をしめている。しかし、家族一人あたり家計費は七位で、余剰は生活水準の切りさげによつてもたらされたことが知られる。以上は昭和二七年度の実態であるが、昭和二八年度では多少の変化がみられる。すなわちF10の養蚕粗収入は二四八、二六一円、反あたり粗収入は二〇、一八四円、F6は、それぞれ、四一、七〇七円、一二四、五三四円、F8は、同じく一四六、七四三円、三七、六一六円で、F10、F

第2表 淀水村農家経済調査結果表(昭和27年度)

項目 農家番号	家族数	耕 作 規 模			農業所得		農外所得		農家所得		租税・公課 諸負担		家計費		農家余剰 $F = C - D + E$	
		耕	作	規	模		A	B	C = A + B	円	円	円	円	E	円	円
F 1	3 (1)	田 1.1反	畑 1.2反	その他 0.1反		9,027 (44,038)	195,128 (215,487)	204,155 (259,525)	20,511 (15,592)	137,943 (193,674)	45,701 (50,259)					
F 2	4 (2)	田 1.6反	畑 3.4反	計 5反		57,722	226,201	283,923	9,365	227,987	46,571					
F 3	7 (3)	田 2.3反	畑 5.4反	計 7.7反		147,843 (117,215)	39,544 (98,287)	187,387 (215,512)	16,106 (11,273)	211,718 (263,370)	(--) 40,437 (--) 59,131					
F 4	4 (3)	田 3.4反	畑 6.0反	計 9.4反		135,982 (122,836)	20,773	156,755 (32,071)	10,348 (154,507)	153,910 (11,267)	7,503 (172,085)					
F 5	4 (2)	田 3.3反	畑 4.3反	茶 1.4反	その他 0.4反	213,734	45,160	258,894	13,497	199,551	45,846					
F 6	4 (2)	田 5.9反	畑 2.8反	桑園 1.7反	計 10.4反	148,130 (202,112)	45,349 (12,570)	193,479 (214,682)	20,309 (24,777)	149,095 (158,587)	24,075 (31,318)					
F 7	6 (4)	田 5.3反	畑 8.8反	計 14.1反		228,395 (231,473)	27,255 (56,124)	255,650 (287,597)	32,932 (21,827)	194,675 (290,739)	28,043 (--) 24,969					
F 8	10 (4)	田 7.2反	畑 4.8反	桑園 3.9反	計 15.9反	421,179 (313,971)	118,461 (146,979)	539,640 (460,950)	51,492 (41,852)	349,936 (372,446)	138,212 (46,652)					
F 9	11 (5)	田 5.9反	畑 15.9反	その他 0.3反	計 22.1反	406,428 (344,264)	8,256 (55,974)	414,684 (400,238)	58,632 (18,759)	190,986 (290,265)	165,066 (91,214)					
F 10	6 (4)	田 17.4反	畑 4.2反	桑園 12.3反	計 31.2反	619,044 (593,109)	30,722 (35,743)	649,766 (628,852)	135,837 (144,640)	333,185 (355,153)	190,744 (129,059)					

農林省熊本統計調査事務所資料による。家族数欄のカッコ内は農業従業者数、その他の欄のカッコ内は昭和28年度の数字。
F2, F5 省28年度調査から除外された。

6は若干増加し、F8は減少している。しかし、これは三者の序列を変更させる程のものではない。

註(1)拙稿「熊本県農業組合史のひとこま—泗水社長斎藤長八評伝」(『熊本短大論集』第一〇号所収)参照。

(2)生糸の一荷口は一〇俵(一、〇〇〇斤)で、同一規格の生糸が少くとも一〇俵そろわなければ取り引きはできない。このことが製糸工場の標準規模を二〇〇俵前後にする有力な原因である。また、二〇〇俵の工場の年間織消費量は八〇、〇〇

〇貫程度である(馬場啓之助編『蚕糸業の経済的分析』研究叢書第一一号、一五頁)。

(3)本位田祥男『総合蚕糸經濟誌』上巻、一四二頁、によれば、養蚕經營の標準規模は、桑園四・一一四・三反をもち、家族員五人が働き、年間九〇～一〇〇貫程度の産糸量をあげるものとされている。

(4)これについては、たとえば、馬場、前掲書、二九一頁以下、栗原百寿『日本農業の發展構造』一九三頁以下、「緊急養蚕業基本調査第一次集計結果概要」(『農林統計調査』昭和二八年六月号所収)、同じく「第二次集計結果概要」(同誌、昭和二九年二月号所収)などを参照。

三、戦後の乳牛導入と牛乳市場

泗水村の畜産事情は戦後かなり変化し、第三表にみると、馬が減少し乳牛、豚、山羊が導入され、役肉牛、綿羊が増加した。また昭和二五年と二七年とを比較すると、これらの家畜は豚をのぞき皆増加している。特に乳牛と綿羊の増加が著しい。馬は戦前にくらべると減少したが、戦後ふたたび漸増している。畑地の割合が大きく、耕作面積も広くならざるをえない泗水村では、労働のピークを崩すために、牛よりも高能率な馬が是非とも必要とされる。また、馬そのものを動力耕耘機によって代替・排除することは、それだけの蓄積に乏しいために、まだ現実の日程にのぼりえない。この事情を反映して、役肉牛の絶対数は僅少である。その増加数も馬よりは少ない。すなわち、昭和二

五年から一七年にかけて、馬は六五頭ふえたが、役肉牛は三六頭ふえたにすぎない。この傾向は県のそれと対照的である。すなわち、県では、馬は同じ期間に四七、六一三頭から（四、二九六頭ふえて）五一、九〇九頭になつたが、役肉牛は八六、三八二頭から（八、六五二頭）馬の増加数の二倍以上——ふえて）九五、〇三四頭になつてある。役肉牛の全県的な増加傾向は仔畜生産の相対的有利性によるものであるが（ただし、昭和三十一年春の仔牛価格は前年の三分の二ないし二分の一に暴落）、泗水村では、このような有利性をある程度犠牲にしても、役・養畜としての馬を確保せざるをえない。綿羊は戦前から一貫して増加している。昭和二十四年の頭数は三七〇頭で、同郡合志村（六三四）、同郡西合志村（四三九）、天草郡高浜村（三九六）につき県下で四位である。綿羊は、このように、合志、西合志、泗水三村を含む菊池郡西部畑作地帯を中心として、鹿本、飽託、上益城三郡の畑作地帯に普及し、一見したところ、一大主産地化を指向しているごとくである。しかし、綿羊は個別經營のなかでは、耕種と養蚕の残渣に依存するさやかな副業部門にすぎず、生産された羊毛も半ばは自家用に仕向けられる現状である。原毛処理のための本格的な工場施設ができないのも（村内には綿羊農協ほか一つの零細な加工場がある）この事情を反映している。

家畜の耕作規模別導入状況は第四表の通りである。まず馬は一町以上層に集中している。三反未満層の飼養農家は一三五戸のうちわずかに一戸である。三~五反層も八〇戸のうち一〇戸で、問題にならない。五反~一町層は一一五

第3表 泗水村の家畜数の変遷

	昭和 4年	8年	14年	24年	27年
馬	167	736	922	731	796
牛	—	—	2	64	135
乳	42	36	11	50	86
役	10	58	135	370	519
肉	—	—	—	195	115
豚	—	—	—	52	115
綿	—	—	—	—	—
山	199	301	507	—	—
兎	—	—	—	3,650	4,330
わ	—	—	—	—	—
と	—	—	—	—	—
り	—	—	—	—	—

泗水村役場資料による。戦前のわとり羽数は不明。

戸でこの層の五八%にあたる。一・三町層の飼養農家は九五%をこえ、三・五町層は全戸が飼養している。また飼養農家一戸あたり平均頭数は、一・一・五町層一・一頭、一・五・二町層一・二頭、二・三町層一・三頭、三・五町層一・二頭で、耕作規模が大きくなるにつれて増加している。役肉牛飼養農家は五反・一町層に最も多く、三七戸で、その大部分は牛のみを飼養している。豚飼養農家は各層に散在していくその数も少ない。緬羊飼養農家は一・五・二町層に最も多く、一〇六戸で、以下、一・一・五町層、五反・一町層、二・三町層の順となつてゐる。各層とも一戸平均二頭以下であるからその副業的性格は明瞭である。山羊飼養農家は一・一・五町層にわずかに多く、あとは各階層に散在しているが、絶対数はわずかである。しかし昭和二十五年にくらべて二倍以上に増加しているのは、食生活改善運動の現われとみられる。にわとり飼養農家は一・一・五町層に最も多く、一四四戸で、以下、一・五・二町層、五反・一町層、三反未満層、一・三町層の順となつてゐる。昭和二五年にくらべて飼養農家は減少したが、飼養羽数は若干増加し、

第4表 農作規模別・家畜頭数別農家数

総農家数	馬		役肉牛		乳牛		豚		緬羊		山羊		にわとり		
	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	頭数	
総 数	987	672	796	76	86	117	135	87	115	356	519	65	115	808	4,330
3 反未満	135	1	1	2	2	—	—	13	20	30	40	7	8	85	400
3~5反	80	10	11	5	5	3	3	8	10	24	38	7	8	53	223
5~10反	197	115	123	37	42	14	17	13	17	58	78	12	13	153	665
10~15反	281	266	310	18	21	33	37	18	22	86	110	22	23	244	1,206
15~20反	201	193	231	8	8	34	41	21	26	106	164	11	15	187	1,222
20~30反	87	83	111	6	8	30	33	13	19	50	86	5	8	81	523
30~50反	4	4	9	—	—	3	4	—	—	2	3	—	—	4	49
例外規定の適用をうけるもの	2	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	1	40	1	42

農家人口調査（昭和27年）による。

副業としてある程度集約化する方向にあるといえよう。

乳牛飼養農家は一町以上層に集中している。絶対数では一・五～一町層が最も多く（三四戸）、以下、一～一・五町層（三三四戸）、二～三町層（三〇戸）、五反～一町層（一四戸）、三～五反層（三戸）、三～五町層（三戸）となつてゐる。飼養農家の一戸あたり頭数は三～五町層が一・三頭で、その他の層も一・二頭ないし一頭であるから、その規模は極めて小さい。飼養農家の各層農家数に対する比率は三～五反層三%，五反～一町層七%，一～一・五町層一一%，一・五～一町層一六%，二～三町層三四%，三～五町層七五%で、上層になるほど大きくなつてゐる。この傾向は後にみる養蚕の場合と同様で、泗水村の「養蚕・酪農混合經營」が主として一町以上層によつて担われてゐることが知られる。

以上のことから、泗水村の畜産をつきのように規定することができよう。すなわち、戦前は田・畠混作の素朴な經營組織に照應する馬を中心のものであつたが、戦後は、同じく馬を主軸としながら、畜産物商品化の線にそつて、新たに多数の乳牛が導入され、副業部門としては、綿羊、豚、山羊、にわとりの比重が増し、また、零細兼業型の役肉牛飼養が始められた。要するに、泗水村の畜産は戦後たしかに商品化にむかつて一步前進したといえる。そこでつぎにこの過程を乳牛について概観しよう。

泗水村は水田と畑地の比率も適当で、熊本市にも近くて電車の便もあつたけれども、原乳の消費市場そのものがまだ成熟していなかつたので、終戦時まで水田・桑作地帯として終始した。戦後熊本市の市乳市場はある程度拡大し、また、泗水村の農民も一応自作農になつた。こうして泗水村は、はじめて自営的「畠作酪農」の好条件をつかんだかにみえた。だが果してそうであつたか。

泗水村では、終戦直後、従来からの乳牛飼養者一八名が集まつて酪農組合をつくり、村の農協（昭和二三年までは農業会）と提携して組織を拡大した。この組合は昭和二五年には酪農農業協同組合（はじめは非出資、昭和三〇年度から一口出資——一口金額は一、〇〇〇円——）として認可され、組合員も四五名になつた（昭和二八年三月現在では一〇五名）。酪農組合と村の農協との関係はつぎのように定められた。

- i 乳牛購入は村農協の購買事業として扱い、酪農組合長を村農協の職員として購入事務を担当させる。
- ii 乳牛の飼料購入は村農協の購買事業とする。

iii 酪農組合員が入手した乳代はすべて村農協の当座口にありこむ。

こうして、昭和二一年一月には第一回購入分として天草郡大矢野島から一〇頭余の乳牛が導入され、同年秋には第二回分が静岡県から、昭和二二年秋には第三回分が同じく静岡県から導入された。そして、昭和二三年度に農協から貸しだされた購入資金は五〇〇万円に達した。購入資金は、原則として、自己資金三分の一、農協からの借入金三分の二とし、農協からの借入金は一年後に返済させることにした（月一分の高利率）。農協の貸付け条件は担保で五〇、〇〇〇円、信用で一〇、〇〇〇円を限度としているので、不足金額を他の組合員名義で借りうけるものも多かつた。その後、昭和二七年に有畜農家創設事業が実施され（翌二八年には有畜農家創設特別措置法を施行）、これによつて、購入希望者は七〇八万円の融資をうけることになつた。⁽¹⁾

乳牛導入に対する農協のきわめて積極的な態度は、組合員の強い要求に応えるというだけでなく、酪農組合との取りきめからも知られるように、これが、農協經營に貸付金利息、飼料配給手数料、多額の運転資金（貯金された乳代）を保証するからである。役場の態度も農協と同様に支持的である。役場の指導方針は、乳牛飼養を専業化させない

で、これをいわゆる「多角經營」の一環として定着させることである。そこで耕作規模との関連が重視され、一・五町以上の全農家に導入する計画がたてられた。もつともこの計画は、三反と一町層には和牛を、一町以上層には馬を、全農家に綿羊を、耕地一反につきにわとり一羽を飼養させる「畜産総合計画」の一部をなすものであつた。ともあれ、泗水村の乳牛飼養の主導者は酪農組合幹部（耕作地主、中・富農を主軸とする当初からの飼養者）、農協、役場であつた。酪農組合幹部はその商品生産を軌道にのせるためには、他の農家層を是非とも一緒に動員する必要があつた。農協の打算についてはさきに述べた。戦時農業統制の下請機関としての特権を失なつた農協は、經營自立のために何等かの新しい分野を拓かねばならなかつた。役場は増加する財政支出をまかなうために、税源として、村民の所得機会をできうるかぎり開拓してやる必要があつた。こうして、この三者の利害ははじめからまつたく一致していた。他方、農地改革によつてあらたに自作農となつた一・二町耕作農家層は、戦後經營の一般的惡条件のもとで、繭価の暴落に対応するために、これにかわる新しい商品生産部門を模索していく。そこで、この二つの志向は否応なく交錯した。泗水村の乳牛飼養の異常に急速な外延拡大は、これらの事情と不可分に関連しているとみられる。

ここで酪農組合＝酪農協（村内の成牛飼養者のすべてを組織化）の發展の跡をたどつてみよう（第五表）。すなわち、昭和二一年度の二三頭から一九年度の二九二頭に増加し、搾乳牛も一四年度の二頭から二九年度の一七一頭に、また月平均乳量も一四年度の一五・八石から一九年度の三三〇石に増加した。昭和二九年度の増

第5表 泗水村の乳牛飼養の發展

	総牛頭数	内搾乳牛	月平均乳量
昭和21年	23	—	石一一一
22	36	—	
23	51	—	
24	65	22	15.8
25	75	30	31.3
26	109	58	91.8
27	150	70	122.5
28	192	113	186.2
29	292	171	330.0

組合資料による。乳牛頭数は酪農協所属頭数のみ。

勢が著しいが、これは、村内の酪農業の結果であるとともに、周辺の旭野、北合志、護川、田島、清泉（一部落）村の飼養者が新たに組合に加入したことによる（約七〇頭）。乳牛頭数の増加とともに、一頭あたり乳量（月平均）も増加しているから（昭和二四年度〇・七石、二五年度一石、二六年度一・五石、二七年度一・七石、二八年度一・六石、二九年度一・九石）、次第に集約化の方向にあるといえよう。泗水酪農協は昭和一九年には優良酪農協として農林省の指定をうけ（県下一組合）、近く集約酪農地域として指定を予想される阿蘇・菊池地区（熊本県下ではこの外に球磨地区的指定が予想される）のセンターとして、今後の動向が注目される。

つぎに、泗水村の乳牛飼養を規定するいま一つの重要な契機—市場事情を検討しよう。農家の生産乳は村内の二つの集乳所を経て、酪農協によつて熊本牛乳会社⁽²⁾に毎日出荷される。この場合、形式上は熊本県酪農協連合会⁽³⁾を通じてくなつてゐる。熊本市周辺の数郡から集まつた生産乳（約七〇石）は、熊本牛乳会社六、森永乳業会社四の割合で配分され、それぞれ、市乳、原料乳として処理される。ただ、夏期（五月～九月）は市乳の需要が多いために、生産乳の三割が森永工場にふりむけられる。しかし、実はこれも計算上の擬制にすぎず、実際は生産乳の全量が市乳にあてられてゐる。ここで、生産農家、熊本牛乳、森永の関係をみるとつきのごとくである。牛乳一合あたり生産者価格は市乳が年間平均六円（一般に八月が最高、一二月～二月が最低）、原料乳が四円（従来三円八〇銭であつたが、昭和三〇年七月から値上げ）となつてゐる。そこで森永は三割の割当で乳を、本来ならば一合四円で買えるところを五円で買ひとり、これを、六円で熊本牛乳に転売する形をとる。森永はこれによつて月間約六〇万円の不労所得を手にいれる（夏期一日の乳量は六五石だから、その三割＝二〇石の三〇日分が、一合につき一円のマージンをもたらす）。生産者としては、この部分も一合六円で熊本牛乳に売りたいところであるが、冬期の過剰乳を森永に買つてもらわねばならぬので、一合につき一

円の損失は我慢する。余乳の価格は一般にきわめて安く、九州地区平均では一合一円七〇~八〇銭といわれる。ただ熊本では最低四円の線は「保障」されているので、農家はともかくも牛乳生産を続けることができる（森永では一合四円を割れば農家は生産を放棄するとみている）。森永としてはこの期間トンネル・マージンを貫つて操短（森永は夏期も大矢野島から一七~一八石、八代、芦北郡の一部から数石をいれて操業）しても、工場の維持費として月間一〇〇万円（うち人件費は八〇万円）を要し、「大損害」を被るが、冬期に日量一二〇~一三〇石を処理するので（通年の平均日量六〇石）、採算はとれるといつてゐる。ともあれ、この措置によつて一番得をするのは熊本牛乳である。

熊本市の市乳消費量は昭和二九年までは日量三〇~四〇石程度で、これを超える余乳は処理施設がないために、一度ふかして天草郡大矢野島の森永工場⁽⁴⁾に送られていた。その際、取扱者たる熊本牛乳は一合四円五〇銭（ノー・マージン）で工場に渡し、事務処理に難渋した。ところで昭和二八年下半期の「酪農ブーム」を満喫した森永は、県当局の強い要請と援助をうけて、大矢野工場を熊本市南郊に移す計画をたて、乳価値下げ問題が爆発した昭和二九年八月から、熊本市の新工場で操業を開始した（同年一〇月から本格的生産にはいつた）。一方、熊本市の市乳小売価格は昭和三十一年一月一五日までは一合一三円（同じ月の生産者販売価格は市乳七円七〇銭、原料乳四円）であつたが、それ以後は一〇円にひきさげられた。これはいうまでもなく熊本市民の消費減に対する会社の対応策であつた。その結果、熊市の市乳消費量は急速に増加し、さきにみたように、夏期とはいえ現在では日量六〇~六五石でも不足するまでになつた。⁽⁶⁾ 夏期の需要増しを割引きしても、一合一〇円の小売価格が維持されるならば、冬期における五〇石の市乳消費は確實であるとは、地元の関係者の一致した見解である。過剰生産恐慌の相対的性格はここにも明瞭に看取される。こうして森永は、龐大なストックを漸く一掃して再び大量生産にはいろいろとするとき、市乳と競合して、かつての集乳難に

直面しようとしている。森永が生産乳の配分をめぐる三者協定で示した妥協的態度はこの事実と密接に関連している。なお、熊本工場の原料乳処理能力は日量一五〇石、製品は全脂ならびに脱脂煉乳とバターである。工場の第二次増設計画では、米国製機械の輸入による粉乳生産が考慮されている。ただこの場合、最低一〇〇～一五〇石の原料乳を必要とするので、工場では農家生産乳の飛躍的増産を待望している。

さて、熊本牛乳を中心とする県飲用牛乳協会は、昭和三〇年六月末の総会で、主として夏の減乳期（一～四割減）の牛乳小売価格を一合あたり一五円以内とし、値上げ期間は地域ごとに決めるなどを申し合わせた。これによつて、熊本市の七、八月の小売価格は一合一三円となつた（九月以降は再び一〇円に値下げの予定）。協会の表面上の理由は価格操作によつて所要乳量を確保するといふのであるが、実際は需要増しに乗じて超過利潤を得ようとするものに外ならない。というのは、牛乳一合の小売価格が一三円であつた昭和三〇年一月以前と、それ以後（一合一〇円）とを比較しても、生産農家の販売乳価は殆んど変つていないのである。そして、この小売価格引きあげは予想された通り輿論の痛烈な批判をうけ、特に熊本市婦人会連絡協議会（会員約二万五名）は熊本牛乳会社に強硬な抗議をくりかえし、その結果「冬場の消費量が増せば夏、冬通して一定の値で販売する。そうなれば八円くらいまで値下げする気持は十分ある」という会社側の回答をからとつた。伊藤教授によれば、飲用乳の消費者価格一〇〇%に対して、原料費は三七・五%，加工費二五%，管理販費八%，小売マージン二九・二%となり、中間経費の割高が目だつてゐる。これは結局、消費者と生産者とにシワよせされるのであるから、加工、販売段階の合理化が特に必要とされる。⁽⁸⁾これについてには、乳価団体交渉権の確立、生産者団体による生乳共販体制の整備、系統団体による牛乳処理事業などが全国的に漸く真剣に討議されはじめたが（昭和二九年九月の「全国酪農民大会」など）、熊本市における家庭婦人主導の牛乳市場民

主化運動の今後のなりゆきが注目される。

つぎに泗水酪農協の販売乳価の変遷をみよう。この乳価は、熊本牛乳向け市乳と森永向けの原料乳とをプールしたものである（第六表）。昭和二十五・三〇年の一合あたり最高及び最低価格は別表の通りで、農家の手取りはこの乳価から運賃及び酪農協の手数料をさしひいたものであつた。なお、昭和三〇年五月の販売乳量は三三〇石である。

最後に、以上のことから、熊本市の牛乳市場の構造をつぎのように規定することができよう。

i 市乳市場（熊本牛乳）と原料乳市場（森永）とが並存し、両者は、日量七〇石の牛乳を六対四の割合で仲よく分けて、それぞれ、販売、加工・販売過程を担当する商業、産業資本として、生産農家と消費者に対しては同じ利害関係（生産農家からは安く、消費者には高く）で結ばれてゐる。

ii 熊本牛乳と森永とは夏期の集乳面では確かに競合關係におかれており、最近における市乳需要増しの結果、表面的には森永が譲歩した形であるが、本質的には熊本牛乳は森永の集乳部門の外業部的性格をもつてゐる。すなわち、森永は牛乳需給の季節的跛行性をテコとし熊本牛乳を媒体として、生産者に再生產破壊的な低乳価を押しつけ（後述）、かれらを自分の貢加工労働者化してゆ

第6表 泗水酪農協の乳価の変遷

	乳価(1合当り)			乳価より差引分		
	最高	最低	計	内訳	運賃	協会手数料
昭和25年度	円 7.00(3月)	円 5.00(10月)	円 0.50			0.20円 0.30円
26	7.01(8月)	5.00(1,2月)	0.50		△	
27	6.89(8月)	5.05(12月)	0.50		△	
28	7.24(8月)	4.94(1月)	0.50		△	
29	7.75(3月)	5.33(12月)	0.35	運手数料	0.20円 0.15円	
30	5.23(5月)		0.35	手数料	△	

組合資料による。昭和30年度は5月分のみ。

く。言葉をかえると、森永は夏期の原料乳を放棄（しかも有償で）すればするほど、より多くの年間需要量を確保することができるるのである。集乳面においては、熊本牛乳も森永の存在によつて夏期の大量を保証される訳であるが、両者ではその経済的意味を異にする。

iii 資本的基礎（資本金一、〇〇〇万円）の弱い熊本牛乳は、經營拡大の途をたえず市販乳価の吊りあげに求め、市民の乏しい購買力の壁につきあたつてゐる。市販乳価が一合一三円から一〇円に引き上げられると、消費量はたちまち日量一〇石以上を増し、再値上げが発表されると婦人会の激しい抵抗に直面しなければならぬ。熊本牛乳は消費市場のこののような実態に対し、従来の投機的性格を押し通すか、大衆化するかの、二つの途の岐路に立たされる。

iv 市乳市場と原料乳市場とのこののような関連は、これに対応する農民の乳牛飼養に、二つの対照的な性格を帯びさせる。ひとつは、市乳生産を目指す富農型であり、他のひとつは、原料乳生産に縛られる零細兼業型である。そして現実においては、この二つの性格は個々の生産者のなかで、相互に交錯し、滲透しあつてゐる。農地改革後の矛盾にみちた自作農の姿がここにも発見される（この点は後述）。そして、市場の一重性と生産者の一重的性格とを、矛盾の相互のからまりあいにおいて統一する総過程の特質こそが、泗水村（ひいては熊本県）の乳牛増進傾向のメカニズムを解明すると思われる。

註(1)

これによる昭和二七年いらの農協經由融資額は乳牛四、五八七、〇〇〇円（七九頭分）、和牛一、五一、〇〇〇円（五八頭）、綿羊七七七、一〇〇円（一二一頭）、馬一七一、五〇〇円（七頭）、計七、〇五七、六〇〇円である。なお、これによる昭和二七年度の熊本県割当額は二、四五〇頭（乳牛三五〇頭、役肉牛一、四五〇頭など）分、六一、六四一千円、昭和二八年度の割当額は二、九五〇頭（乳牛四〇〇頭、役肉牛一、四〇〇頭、馬三五〇頭、綿羊八〇〇頭）分、七一、〇一五千

田であった。

(2) 熊本市本山町にあり、森永乳業熊本工場、熊本県酪農協連合会ととなりあつてある。昭和一二年一〇月一日設立。戦前は市周辺の搾乳業者の生産乳だけを扱い、その数量も日量わずかに四～五石程度であつた。戦後も昭和二二年頃までは日量八石ほどであつたが、その後農家の生産乳の急速な増加によつて事業を拡大した。現在の資本金は一千万円。

(3) 昭和二九年三月認可、四月発足。傘下組合の経営難を考慮して現在のところは非出資。賦課金（一組合あたり月額一、〇〇〇円から二〇〇円まで）と、ホルスタイン協会の委託による雑種登録事業の収入（基礎登録は一頭につき四〇〇円～うち一〇〇円は傘下組合に還付、犢登録三〇〇円～還付は上に同じ、予備登録六〇〇円～還付は上に同じ）によつてその經營をまかなつてゐる。傘下組合のうち生産乳を熊本牛乳、森永工場に不斷に出荷している組合は左の通りである（乳牛頭数は概数、カッコ内は昭和三〇年三月における月間出荷量、〇印は認可組合）。

○熊本乳牛農協	三〇〇頭（四七七石）	鹿本酪農組合	二五〇頭（二三〇石）
○泗水酪農協	二五〇頭（三三七石）	合志村酪農組合	二〇〇頭（一五三石）
○菊池酪農協	二〇〇頭（一三九石）	熊本牛乳協同組合	八〇頭（一〇〇石）
○綠川酪農協	一一〇頭（一五五石）	鹿本南部酪農組合	五〇頭（六〇石）

その他の傘下組合は次の通りである。

○大矢野酪農協	一、二〇〇頭	○芦北酪農協	一〇〇頭
○玉名酪農協	一五〇頭	○人吉酪農協	一五〇頭
○氷川酪農協	一〇〇頭	○有明興農酪農協	八〇頭
○阿蘇酪農協	二〇頭	益城酪農組合	六〇頭
○球磨酪農協	三〇〇頭	府本酪農組合	一五頭

なお、天草下島の乳牛飼養農家はそれぞれの単位農協を経て同郡畜産農協連に加入している。

(4) 森永大矢野工場は昭和一四年に出張所として発足し、最初はベターを製造し、昭和一七年に登立町の現在の場所に工場が整備された。これは森永が昭和一二～一三年頃からの地元の激しい誘致運動に応えたものであつた。当時の大矢野島の生産乳量は一〇石たらずだったので、工場では天草郡坂瀬川村から二石、熊本市川尻町から四石程度を集めて処理した。戦後は

昭和二九年七月まで操業し、熊本工場の発足とともにその機能を停止した（現在、工場施設はそのまま残し、島の生産乳の集乳と簡単な処理、熊本工場への輸送を担当）。工場の牛乳処理能力は日量四〇石であるが、水の便利がわるいため実際は二六～二七石程度が限度であった。そして昭和二五年当時の処理日量は大矢野島一三石、熊本牛乳から四石、坂瀬川村から二・五石、本渡町から〇・五石程度であった（熊本県農政課『酪農農家経営経済調査報告書—天草大矢野島に於ける』一頁以下）。

(5) 森永乳業（資本金四億六千五百万円、年間集乳量八〇万石）の収益率（純利益／売上高）は、昭和二八年上期四・六%（明治乳業は三・八%）で、これを同期の全産業の収益率二・三七%、食料品工業一・九八%に比較すると、極めて高い水準にあることが知られる。また「ブーム」が終末期に入つた二九年上期にもなお三・三%（売上高約四六億円）の収益率をあげ、しかもこの間、二～三割の利益配当をおこなつた（石川英夫「乳価値下」『日本農業年報II』所収、一一〇頁）。

(6) 農林省『農業統計IV—昭和三〇年度上半期』五二頁、によれば、「一〇円牛乳」の出現で東京都の飲用乳消費量は昭和三〇年一～二月には前年一二月にくらべて二倍近くに増加した。

(7) 伊藤俊夫「農業經營と酪農問題」（農林金融）一九五五年二月号所収）参照。

(8) これにつき、たとえば松丸志摩三氏は生産者の直営する製酪工場と都市の労働組合との直結が予想外の好成績をあげている事例を報告している（『日本農業年報II』一二六頁以下参照）。

四、乳牛飼養と養蚕との関係

ここでの主題は乳牛飼養と養蚕との結合関係を部落別に、また個別經營について検討し、その社会経済的意味を明らかにすることである。泗水村の乳牛飼養は、戦後、富納、永、福本、久米の各部落を中心に普及し、最近は富の原（開拓地）の進出が目だつてゐる。他方、富出分は養蚕集約化部落として、乳牛の普及を執拗に拒んでゐる。その他の部落の乳牛飼養は、養蚕との関連では後にみる久米・永部落型の亞流であり、同じメカニズムにおいてとらえること

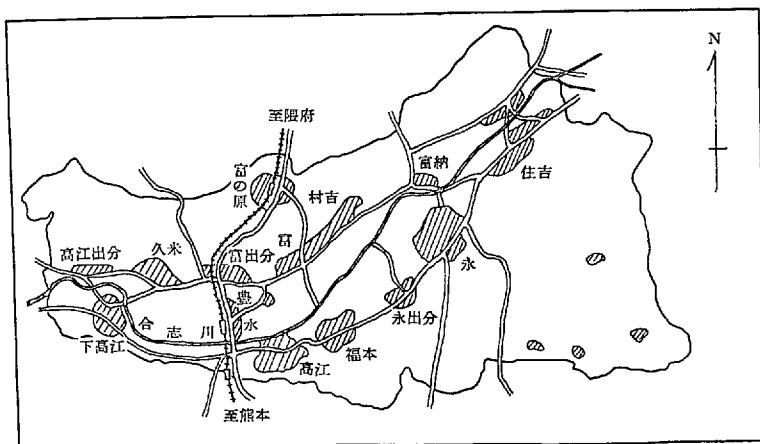
ができる。そこでここでは、泗水村の乳牛飼養の諸形態を代表する五つの部落（富納、富出分、久米、永、富の原）を対象として考察を進める（下図参照）。第

七表によると、まず富納は、養蚕農家の総農家に対する比率はわずかに一〇%で、富の原をのぞけば養蚕は最も低調である。これに反し乳牛飼養農家の比率は三七%で、村内最高を示している。富出分は富納と対象的である（養蚕農家率七四%、乳牛飼養農家率一四%）。久米と永は養蚕農家率はともに五〇%、乳牛飼養農家率はそれぞれ二〇%、一七%で富納と富出分との中間的存在である。富の原には養蚕農家はなく、他方、乳牛飼養農家は三六%で、富納につき高率である。以上のことから、泗水村の乳牛飼養を、「酪農」を主とする富納部落型、養蚕

第7表 部落別乳牛飼養・養蚕農家数

	富納	富出分	久米	永	富の原
総農家	41	75	139	151	85
乳牛飼養農家	38	50	115	142	67
養蚕農家数	14 %	7 %	24 %	25 %	24 %
	37	14	20	17	36
養蚕農家数	4 %	37 %	58 %	71 %	0 %
	10	74	50	50	0

昭和29年度村資料による。



第1図 泗水村略図

を主とする富出分部落型、養蚕および「酪農」混合の久米・永部落型、開拓地「酪農」の富の原部落型の四つの型に分けることができよう。もつとも、この類別は現象形態に即した形式的・便宜的なもので、後にみるとなんら厳密な意味をもつていはない。

(1) 酪農部落型

富納は合志川右岸の上流にあり、水田一三三・一反、畠一九四・四反、農家一戸あたり耕地面積一一・二反（昭和二九年）で、主穀、雜穀、甘藷作の単純な作物組織である。乳牛飼養農家ならびに養蚕農家の耕作規模別構成（第八表）をみると、どちらも一町以上層に集中している。特に乳牛は一・五町層以上のほとんど全戸にはいついて、全村的傾向とその軌を一にする。乳牛飼養農家は一四戸で、これを個別的にみると第一〇表の通りである。

乳牛頭数に対し登録牛の比重が大きくて六五%を示すが（第九表）、これは乳牛飼養の相對的集約化を示すものである。登録牛はおもに農地改

革前の自作層にはいつているが、F14、F1の例外もみられる。特にF14の乳牛（昭和二十五年四月生まれ、高等登録一カ年）は、年間（昭和二九年三月～三十一年二月）検定泌乳量六三・〇三三石を記録して関係者の注目をあびた。この外、年間泌乳量三〇石以上の乳牛

は一〇頭に及んでいる。この部落の四戸の養蚕農家

第8表 富納の耕作規模別乳牛飼養・養蚕農家数

	農家数	乳牛飼養農家数	蚕農家数
0～5反	7	—	—
5～10反	8	1	—
10～15反	10	2	—
15～20反	9	8	—
20～25反	4	3	—
計	38	14	4

昭和29年度村収料による。

第9表 部落別乳牛登録事情

	富納	富出分	久米	永	富の原
乳牛頭数	20	9	33	32	35
登録牛割合	13%	1%	12%	14%	10%
	65	11	39	43	28

昭和29年度村資料による。

(桑園面積は七反) のなかに、F 6 (二反) と F 11 (一反) とがはいつてゐる。F 6 の乳牛は雑種 (一頭) で、導入時期はかなり早い (昭和二四年)。この農家は乳牛飼養を集約化することなく、全村的傾向にしたがつて、その現金収入部門を養蚕・酪農混合經營に求めている。F 11 の乳牛は登録牛 (一頭) で、導入時期は新しく (昭和二九年)、桑園面積も一反にすぎない。そこでこの農家は優良乳牛の頭数増加によつて、養蚕を放棄することも予想される。ここで養蚕經營と個々の農家との関係をみると、F 1、F 2、F 10 は、戦後はじめからこれを放棄するところも予想される。ここで養蚕經營と個々の農家との関係をみると、F 1、F 2、F 10 は、昭和二二年から、F 4 は二八年から、F 5 は二九年から、F 7 は三〇年から、F 8 は二四年から、F 9 は三〇年から、F 12 も同じく三〇年から、F 13 は二四年

第 10 表 富 納 の 乳 牛 飼 養 農 家

項目 農家 番号	耕 地 面 積				飼養 頭數	登録事情	導入年度	農地改革 前の自小 作關係
	田	畠	(畠の中) 桑園	計				
F 1	30.18	55.16	—	86.04	1	登 錄	昭和26年	小 作
F 2	44.01	81.02	—	125.03	2	高等登録申請 中 1 登録 1	29年	自 作
F 3	45.03	101.09	—	146.12	1	雜 種	々	小 作
F 4	43.06	114.22	—	157.28	1	々	28年	々
F 5	47.08	130.18	—	177.26	1	々	々	自小作
F 6	61.01	117.27	20.00	178.28	1	々	24年	自 作
F 7	33.00	148.01	—	181.01	3	登錄1雜種2	27年	々
F 8	65.00	118.10	—	183.10	2	高等登錄 1 登 錄 1	24年	々
F 9	60.17	123.19	—	184.06	2	登 錄	26年	小自作
F 10	76.16	109.05	—	185.21	2	登 錄 雜 種 1	24年	自 作
F 11	76.08	115.27	10.00	192.05	1	登 錄	29年	々
F 12	70.01	130.12	—	200.13	1	々	24年	自小作
F 13	82.02	134.22	—	216.24	1	高等登錄申 請中	21年	自 作
F 14	55.28	164.03	—	220.01	1	高等登錄	26年	小 作

昭和29年度村資料による。現在は F 4, F 14 が自小作、他は全部自作。

年から、F14は一八年から、それぞれこれを放棄してい。このような傾向は何に基因するのであらうか。この部落は戦前、村内でも養蚕の最も盛んなところであつた。ところが、戦時中、隣村の花房村に軍用飛行場ができるとこの部落の北部の広大な畠地が収用され、そのために桑園は激減した（富の原開拓部落の現在の耕地はこの収用地を基盤としている）。また収用を免れた北部の畠地と既存の南部の畠地は住居からの距離が遠く（北部は五〇〇～一、〇〇〇米、南部は一〇〇～一、〇〇〇米）、養蚕よりも雑穀や甘藷作の方が労力面からも収益面からも有利となつた。このような条件のもとでF13が全村にさきがけて乳牛を導入し、養蚕に対する相対的有利性を示したので、はじめは徐々に、最近は急速に乳牛飼養が養蚕を排除するにいたつた。このような経過と特質とをもつこの部落の乳牛飼養は、今後の経済情勢の如何（特に不況の深刻化）により、基幹的商品化部門としてますますその比重を増すものと推測される。

(2) 養蚕部落型

富出分は合志川右岸の、富納の下流の小部落である。水田一五一・七反、畠四二五・六反で、農家一戸あたり耕地面積は一三・五反である。富出分も戦時中畠地の一部を飛行場に収用されたが、損害は富納ほどひどくなかつた。また、富出分では部落内の水田とともに久米部落の水田を小作するものが多かつたが、農地改革によつて殆んどすべての農家が自作農となり（昭和二九年現在、地主四、自作四二、小作四、なお富納は地主一、自作三七）、永部落とともに戦後村内でも最も上向したところとみられる。

この部落はまた熊本電氣鉄道（熊本市～隈府町間）の沿線にあり、地理的にも富納より有利な位置にある。この外、富出分は山林がわざかに三七・四反（富納は一〇七・一反）で、薪炭が不足しているので、桑作によつてこれを補う必要があつた（桑園六反以上を經營すれば、残幹によつて年間の燃料を充分にまかなう）。こうした事情のために、富出分は

自己の經營内容より勝るどころか、かえつて劣弱であると考えられる富納の「酪農型」をしりぞけて、戦後においても戦前の經營組織（主穀、雜穀、甘藷、養蚕に仔馬生産を加えたもので、かつての富納のそれと全く同じ）を、個別部門についてはある程度集約化しながらも、殆んどその儘の形で存続させたのである。ともあれ、富納の「酪農型」と富出分の「養蚕型」とが対照的なものとして部落中心に形成されつつある基抵に、旧い共同体的規制（ここでは主として水利関係を中心とする）の作用をみることができる。農業集約化の指標として農機具を例にとると（昭和二七年）、富出分は電動機一（共有）、石油發動機一二（個人有一〇、共有二）、動力脱穀機一〇（個人有九、共有一）、動力紗搗機一（共有）、動力麦搗機一（個人有）、畜力カルチ九（個人有）で、富納の石油發動機二（共有）、動力脱穀機一（共有）、動力紗搗機一（共有）、畜力カルチ七（共有五、個人有二）にくらべて圧倒的に多い。なお、富出分の年雇数（昭和二七年）はわずかに一名（富納は三名）にすぎないが、これは、この部落の戰後の家族労作的・自営農的性格を示すとともに、同時に、機械力による労働生産性ひき上げの努力の結果であるとみられる。集約化のいまひとつ指標としては養蚕技術の向上が注目される。すなわち、富出分は昭和二九年四月、部落代表を天草郡本村に派遣してその電床育を研究させ、本村にならへ一三〇万円の経費を投じて電熱利用の稚蚕共同飼育場をつくり、經濟飼育を一步前進させた（普通育は一日四回給糞、電床育は二回、普通育の所要日数は八日、電床育は七日）。これは富納の登録牛の増加傾向に照應する。

富出分の乳牛飼養農家を個別的にみると（第一表）、全部で七戸であるが、それぞれかなり規模の大きい養蚕農家であり、乳牛飼養頭数も多くは一頭にすぎず、F6の登録牛一頭の外はすべて雜種で、導入時期もF7をのぞき新しく。このように、富出分の乳牛飼養はまだ極めて粗放である。ただ、昭和二七年度には二戸（うち一戸はその後落脱）にすぎなかつた乳牛飼養農家が二九年度には七戸にあえており、その微増傾向が注目される。これは直接的には昭和

二八年を頂点とする「酪農ブーム」の結果であらうが、さらに、農地改革後の自作農の商業的農業への志向をも示すものとみられる。

乳牛飼養農家七戸のうち六戸までが戦前なんらかの形で小作関係の下におかれ、また、乳牛二頭を飼養するF3、F4がともに小作農であつたことが、このことを裏書きしていると思われる。養蚕と乳牛飼養とは、家族労作主義に支えられるかぎり、かならずしも競合するものではない。すなはち、乳牛による堆肥は桑園の元肥となり、桑園の綠肥（泗水村ではおもに紫雲英、青刈大豆、青刈とうもろこし、青刈蚕豆、青刈燕麦、コモングサなど）は乳牛の粗飼料として好適で、また、蚕糞・蚕渣は最上の濃厚飼料とされており、この点は煙草作と養蚕との競合関係（ニコチンの害による）と対照的である。事実、泗水村の養蚕指導者はこのことを強調して、両者の抱合を奨励している。後述する久米、永部落の「混合型」はまさしくこの線にそつたものに外ならない。したがつて、今後不況が進み、養蚕經營が悪化すれば、富出分の「混合型」の芽ばえは、こんどは逆に、窮迫販売の一形態として大きく伸びることが予想される。なお、富出分の乳牛飼養農家の桑園面積の増減をみると、昭和二八年から二

第11表 富出分の乳牛飼養農家

項目 農家番号	耕地面積				飼養頭数	登事情	導入年	農地改革前の中作關係	
	田	畠	(畠の中) 桑園	計					
一五三		畠	畠	畠					
	F 1	44.05	56.11	30.00 (39.19)	100.16	1	雜種	昭和28年	自小作
	F 2	37.26	76.28	18.12 (13.26)	114.24	1	々	々	小作
	F 3	55.21	77.11	42.01 (32.07)	133.02	2	々	々	小作
	F 4	73.00	89.22	34.00 (38.00)	162.22	2	々	々	々
	F 5	59.02	109.01	30.23 (30.23)	168.03	1	々	々	自小作
	F 6	69.01	102.20	41.25 (48.00)	171.21	1	登録	々	小作
	F 7	98.01	162.17	79.23 (75.00)	260.18	1	雜種	27年以前	自作

昭和28、29年度村資料による。カッコ内は昭和28年度の数字。

九年にかけて、増加したもの三戸、減少したもの三戸、変わらないもの一戸で、このことから直ちに特定の傾向を導きだすのは早計である。

(3) 養蚕・酪農混合部落型

つぎに久米、永の「混合型」を検討しよう。久米は合志川右岸の、富出分の下流の大部分である。水田五七二・七反、畠六三五・九反で、一戸あたり耕地面積は一〇・五反である。田・畠の割合は四七%、五三%で、泗水村のそれからなり、特に、商品化部門として養蚕、煙草、乳牛飼養が共存している点が注目される。永部落は、これに対して、合志川の上流、左岸の大部落であり、富納とは川をはさんで向かいあつてゐる。田三三九・五反、畠一、五一五・三反で、一戸あたり耕地面積一三・一反、田・畠比率は一八%、八二%である。これをみると、久米と永とは土地条件においてまさに泗水村の対極をなしてゐるといえる。ところが、經營組織においては永は久米と近似しており、同じく養蚕、煙草、乳牛飼養の抱合形態を強く打ちだしている。

このように両部落の經營組織が同じ様子を示すのは何によるのであらうか。端的にいえば、これは両部落が田と畠の違ひはあるが、ともあれ、相対的により多くの耕地をもつてゐることによると思われる。資本集約的農業の未成熟な泗水村では、耕地面積の大小は依然として農家經濟を規定する決定的な要因となつてゐるとみられる。ただ、両部落の田・畠比率の相違は「混合型」の經營にも若干のニアンスを付与している。個々の經營についてこれをみよう(第一二、一三表)。

まず久米では一町未満層の乳牛飼養農家は四戸あるが、永には一戸もない。また、久米では乳牛飼養農家は一一

・五町層に最も多く、一
・五と一町層がこれにつ
いでいるが、永では二と

二・五と三町層がこれに
ついでいる。乳牛飼養農

家の平均桑園面積は久米
二反に対して永二・五反

で〇・五反多い。また、
久米の乳牛飼養農家のな

かには非養蚕農家が六戸
あるが、永はその半数に

すぎない。と同時に、両
部落ともに非養蚕農家は

概して耕作規模が小さ
い。

すなわち、零細經營の

第12表 久米の乳牛飼養農家

農家番号	耕作面積				飼養頭数	登録事情	導入年	農地改革前のお小作関係
	田	畠	(内)桑園	計				
F 1	22.17	30.14	23.00	53.01	2	登	昭和27年以前	自作
F 2	39.22	32.11	—	72.03	1	雜	29年	△
F 3	33.29	42.09	—	76.08	1	△	△	△
F 4	56.13	34.11	—	90.24	1	△	△	自小作
F 5	43.26	58.05	10.00	102.01	1	△	△	自作
F 6	44.20	58.15	8.14	103.05	1	高等登録申請中	27年以前	自小作
F 7	50.04	54.15	15.11	104.19	2	雜種	29年	△
F 8	50.00	55.24	8.24	105.24	2	△	27年以前	△
F 9	60.26	50.07	34.05	111.03	1	△	△	自作
F 10	54.14	58.28	20.00	113.12	3	高等登録1 雜種2	△	△
F 11	52.18	69.21	15.00	122.09	1	雜種	29年	△
F 12	83.12	54.02	—	137.14	1	△	△	△
F 13	60.28	81.01	13.28	141.29	1	△	△	△
F 14	61.03	88.10	16.09	149.13	1	△	28年	△
F 15	82.10	69.24	16.00	152.04	1	登	△	△
F 16	71.14	84.19	22.03	156.03	1	△	△	△
F 17	59.22	100.20	20.00	160.12	2	登録1 雜種1	△	自小作
F 18	79.14	91.12	—	170.26	1	高等登録申請中	△	△
F 19	65.23	110.09	25.00	176.02	2	登録1 雜種1	△	△
F 20	90.14	90.02	20.00	180.16	1	高等登録申請中	△	自作
F 21	90.15	106.13	—	196.28	1	雜種	29年	自小作
F 22	114.06	95.24	26.01	220.00	1	△	△	小自作
F 23	105.18	120.24	35.00	226.12	2	登録1 雜種1	△	自作
F 24	123.23	114.09	32.07	238.02	2	高等登録	21年	△

昭和29年度村資料による。

なかでは商業的經營部門の並存は困難なのである。乳牛飼養頭数は兩部落ともに一頭のところが多い。三頭飼養者は久米のF10と永のF1の二戸にすぎない。このうち永のF1は養蚕を放棄して搾乳業者化している。二頭飼養者のうち永のF10は旧地主で、高等登録牛と登録牛を一頭ずつもち、さらに種牡馬一頭をもつてゐる。泗水村の数少ないブリーダーの一人である。

第13表 永の乳牛飼養農家

項目 農家 番号	耕 地 面 積				飼養 頭數	登 錄 事 情	導 入 年 度	農地改革 前 の 自 作 關 係
	田	畠	(内) 桑 園	計				
F 1	39.12	71.19	—	111.13	3	雜 種	昭和27年	小作地主
F 2	30.16	86.08	—	116.24	1	登 錄	29年	自小作
F 3	26.14	106.27	20.00	133.11	1	✓	27年	✓
F 4	38.19	98.07	—	136.26	1	雜 種	28年	✓
F 5	22.01	143.03	10.00	165.04	1	✓	✓	地主
F 6	63.19	104.28	36.18	168.17	1	登 錄	29年	自小作
F 7	38.19	137.24	10.06	176.13	1	✓	25年	地主
F 8	35.27	158.24	20.04	194.21	1	雜 種	26年	小作
F 9	44.12	151.27	23.00	196.09	1	✓	29年	自作
F 10	52.04	149.17	26.16	201.21	2	高等登錄1 登錄1	22年	地主
F 11	39.20	164.24	16.06	204.14	1	高等登錄申請中	28年	自小作
F 12	36.07	168.19	18.05	204.26	1	高 等 登 錄	26年	小作
F 13	45.27	160.27	10.00	206.24	2	登錄 1 雜種 1	21年	自作
F 14	35.23	173.29	42.04	209.22	1	雜 種	24年	自作
F 15	35.18	183.27	10.00	219.15	1	✓	27年	自作
F 16	55.02	176.21	45.09	231.23	1	登 錄	26年	地主
F 17	47.00	188.09	26.00	235.09	1	雜 種	29年	自作
F 18	53.00	193.13	22.29	246.13	1	✓	24年	✓
F 19	33.01	218.25	22.22	251.26	1	高等登錄申請中	✓	✓
F 20	56.01	203.11	42.00	259.12	1	雜 種	26年	地主
F 21	64.28	203.05	9.11	268.03	1	登 錄	25年	自作
F 22	67.14	205.20	54.00	273.04	2	✓	26年	自作
F 23	61.07	217.28	45.09	279.05	2	雜 種	25年	✓
F 24	71.25	220.23	20.00	292.18	2	✓	26年	✓
F 25	85.17	212.26	22.00	298.13	1	✓	✓	地主

昭和29年度村資料による。

ともあれ、この村の乳牛飼養は農業經營の一環としていとなまれる限り、現在の家族労作的諸条件のもとでは、二頭飼養が限度とみられる。この点は酪農協の指導者もとくに強調している。乳牛飼養戸数の増減をみると、昭和二七年度から二九年度にかけて永は二二戸から二五戸に増加したにすぎないが、久米は一五戸から一四戸に増加し（いずれも脱落農家を含めて）、増勢は相対的にいちじるしい。これは両部落の田・畑比率と耕作規模の相違によるものとみられる。

すなあち、耕地が広く畠地の比重が圧倒的に大きい永では、新たな商品化部門として乳牛飼養をとり入れながら、他の多くの作目と競合して、その經營内定着を困難にしている。乳牛飼養を希望しつつもその導入を断念する農家が口をそろえてかこつのは、自家労力（殊に青年層を中心とする）の不足についてである。かれらは導入資金の大半を農協に依存せざるを得ない事情にありながら、資金の不足について語ることはない。こうして、永の乳牛飼養は家族労作主義の一所産として発展したが、現在では、まさにそのことの必然的帰結として停滞を余儀なくされている。永では戦後たしかに農業機械は普及しつつある。これを昭和二七年についてみると、電動機一（個人有）、石油發動機一一（個人有）、動力脱穀機一二（個人有）、動力穀搗機九（個人有）、動力麦搗機六（個人有）、畜力カルチ一八（個人有一六、共有二）で、久米の電動機一（共有）、石油發動機四（個人有三、共有二）、動力脱穀機八（個人有五、共有三）、動力穀搗機五（個人有二、共有三）、畜力カルチ七（個人有六、共有二）にくらべてかなり多い。永の優位は耕作面積が相対的に大きいことによるものであり、特に個人有が多いのは、共有では勞働のピークが崩せないからである。ただ、泗水村における最近の農機具導入熱は特に著しく、たとえば久米をみても（昭和三〇年七月現在）、二四戸の乳牛飼養農家のうち一六戸までが動力脱穀機を入れており、両部落の開差はなくなつてしまつた。しかし、永も久米もこの程度の機械化によ

つては本格的な有畜經營の展開は望み得ない。年雇は永七名、久米四名（いずれも昭和二七年）で極めて少ない⁽¹⁾。全般的にみて年雇は最近微増傾向にあるが、年雇が特に乳牛飼養農家に集中する傾向はみとめられない。たとえば、久米の乳牛飼養農家のうち年雇を入れているのはF19（一名）、F15（二名）、F24（二名）の三戸にすぎない。ただ、久米のF24は年雇二名を入れて二頭の高等登録牛を飼養し、泗水村では数少ない富農的年雇經營の事例を示している。ともあれこの場合に、久米も永も（泗水村全体についてはいまでもない）まだ年雇經營成立の經濟的基盤を欠いている点が注目される。

つぎに永について乳牛飼養農家の桑園面積の増減傾向をみると（第一四表）、昭和二六年から二八年にかけて増加した農家は八戸、減少した農家は二戸、増減なし一戸、不明三戸で、増加した農家がかなり多い。これは後にみると、この期間に養蚕經營が相対的に若干有利になつたことによると考えられる。昭和二八年から二九年にかけては増加四戸、減少七戸、増減なし二戸、不明一戸で、逆に減少した農家が多い。これはこの期間における繭価下落の結果とみられる。昭和二六年から二七年にかけて増加した農家はF20とF23の二戸で、減少した農家はF10とF25の二戸である。F20の乳牛飼養頭数は昭和二六年いらむ一頭（雑種）で、F23は昭和二六年には一頭（雑種）、二九年には二頭（雑種）に

第14表 永部落乳牛飼養農家の桑園面積

農家番号	年次		
	昭和26年	28年	29年
F 7	反 畝 1.4	反 畝 3.0	反 畝 1.0
F 8	?	1.7	2.0
F 10	3.8	3.3	2.6
F 12	?	?	1.8
F 13	1.0	1.0	1.0
F 14	2.1	6.2	4.2
F 16	2.2	5.1	4.5
F 18	1.9	2.4	2.2
F 19	1.6	2.2	2.2
F 20	1.1	1.7	4.2
F 21	2.1	6.2	4.2
F 22	?	2.7	5.4
F 23	3.4	3.9	4.5
F 25	3.8	3.6	2.2

1. 昭和26, 28, 29年度村資料による。

2. 農家番号は附表6のそれに同じ。

ふえている。したがつて、この二戸については、桑園の増加によつて乳牛飼養規模が縮小したという結果は認められない。また、F 10 の飼養頭数は昭和二六年いらい二頭（高等登録一、登録一）で、F 25 もはじめから一頭（雑種）であるから、養蚕規模の縮小によつて乳牛飼養を特に集約化したといふこともできない。

以上のことから、少なくとも永においては、乳牛飼養と養蚕との間に負の相關関係はないものとみ

第 15 表 富の原の乳牛飼養農家

農家番号	耕地面積			飼養頭數	登録事情		導入年度
	田	普通畠	計		登	録	
F 1	—	75.25	75.25	4	登	録	昭和28年
F 2	—	150.00	150.00	2	登録 1	雑種 1	〃
F 3	—	150.00	150.00	2	〃		29年
F 4	—	150.00	150.00	1	雑	種	〃
F 5	—	150.00	150.00	1	〃		28年
F 6	—	150.00	150.00	1	〃		〃
F 7	—	150.00	150.00	1	〃		29年
F 8	—	150.00	150.00	2	〃		28年
F 9	—	150.00	150.00	1	登	録	29年
F 10	—	150.00	150.00	1	雜	種	〃
F 11	—	150.00	150.00	1	〃		〃
F 12	—	153.01	153.01	1	〃		〃
F 13	6.12	150.00	156.12	1	〃		28年
○ F 14	7.21	150.00	157.21	2	登録 1	雑種 1	29年
F 15	—	162.26	162.26	2	雑	種	〃
F 16	—	162.26	162.26	1	〃		〃
○ F 17	6.19	160.00	166.19	1	〃		28年
○ F 18	—	169.21	169.21	2	〃		27年以前
F 19	—	171.11	171.11	1	〃		29年
F 20	—	175.21	175.21	2	〃		〃
F 21	9.04	170.05	179.09	1	〃		〃
F 22	9.07	174.03	183.10	1	登	録	〃
○ F 23	17.28	196.13	214.11	1	雜	種	28年
○ F 24	33.01	223.03	256.04	2	登録 1	雑種 1	〃

昭和29年度村資料による。○印は村内からの入植者。

られる。「混合型酪農」のひとつの特色といふべきであろう。

(4) 開拓酪農部落型

富の原は富出分の北東の、熊本電鉄沿線の開拓部落である。水田一〇・四反、畠九四六・四反で、一戸あたり耕地面積は一四・四反である。水田が特に少ないが（主として村内の富、富出分などからの入植者がわずかな面積を保有）、開拓地の常として殆んど全耕地が自作地である。また、桑園がなく、灌漑水は勿論、飲用水にもことかく点が特徴的である。農家数六七戸のうち村内からの入植者はわずかに一二戸で、他は県の内外からはいつている。乳牛飼養農家をみると（第一五表）、一戸あたり飼養頭数は一・四五頭で、富納の一・五頭について一位である（久米一・三七頭、永一・二八頭、富出分一・二八頭）。F₁は登録牛四頭を飼養し、既に搾乳業者化している。総頭数に対する登録牛の比率は二八%で、富納（六五%）、永（四三%）、久米（三九%）につき、富出分（一一%）よりは高い。導入時期もF₁₈をのぞき極めて新しい。富の原は戦後、普通畑作だけを鋭意追求して漸く自給段階に達し、その最小限の経済基盤の上に乳牛を導入し、開拓地の本来的な乏しさを反映させながら、多少とも集約化の方向を目指している。この部落の「開拓型酪農」の急速な展開が予想される。富の原に畑地の相当部分を譲つた富納と、これを譲りうけて入植した富の原とが、たがいに対照的な姿をとりながらも、ともに養蚕を放棄して、泗水村の乳牛増進の主たる担い手となつてゐる点が注目される。

註(一) 並木正吉「福岡県における年雇經營の形成」（『本誌』第七卷第二号所収）一〇五頁、第二表によれば、富裕な果樹・酪農村として知られる福岡県青柳村の、農家一〇〇戸あたり年雇数は、実に、四九人に達している（昭和二五年）。

五、乳牛飼養經營の実態

まず熊本県の作物別反当収益をみると（第一六表）、昭和二九年度に黒字となつてゐるのは苧麻・米・小豆・甘藷である。これに反し赤字作物は蘭・大麻・蘭・裸麦・小麦・菜種の順となつてゐる。煙草の数字はないが、諸事情から推して黒字の上位にあるものと思われる。また昭和二五年いらむ黒字の作物は米・苧麻・甘藷で、煙草もこの中にはいるとみられる。これに対し一貫して赤字の作物は裸麦である。

つぎに、作物別一時間あたり家族労働報酬をみると（第一七表）、昭和二九年度では小豆・米・苧麻・甘藷・小麦・蘭・大麻・裸麦・蘭の順となつてゐる。このうち小豆の高位性は不作による価格騰貴の結果であるから、実質上は米が首位をしめるものとみられる。さらに反あたり家族労働報酬をみると事情は若干異なる。すなわち、昭和二九年度では、苧麻（二、五八六円）、蘭（一六、四〇三円）、米（一三、五一八円）、甘藷（一〇、二六四円）、小豆（七、四五五円）、大麻（四、七三九円）、小麦（一、七八四円）、裸麦（九五五円）、蘭（一五九円）の順となつてゐる。煙草は昭和二六年度は三〇、九〇四円であるから、その後においても首位をしめるものとみられる。煙草・苧麻・蘭の高位性はいさまでもなくその反あたり家族労働時間の过大さによるものである（煙草は昭和二六年度で六九三時間、苧麻・蘭は昭和二九年度でそれぞれ二八三、六六九時間）。蘭や大麻はそれにもかかわらず（蘭は昭和二九年度で四六五時間、大麻は同じく三四〇時間）低位にあることが注目される。なお苧麻は昭和二九年度までは相対的にかなり有利であつたが、昭和三〇年度は価格の暴落が予想される。⁽¹⁾ともあれ、各作物のこのような全県的傾向は泗水村についてもほぼ妥当するとみてよい。

九州養蚕村における乳牛飼養の展開

一六二

泗水村の牛乳生産費については、聞きとりによるものではあるが、農林省九州農業試験場農業經營部が昭和二七年九月に行なつた詳細な調査がある。⁽²⁾ 調査対象農家は久米二戸、永二戸で、その經營概況は第一九表の通りである。四農家とも耕作規模は部落平均よりも大きく、經營内容も部落の中位以上で、特にAとBとは上位農家である。作物組織は、水・陸稲、麦類、甘藷、大・小豆、粟、そば、菜種、苧麻、煙草、はつか、ほうききび、蔬菜、飼料作物(水田では主として紫雲英、畑では主として青刈燕麦、青刈とうもろこし、青刈蚕豆)で、永のBとbはこれらすべてを栽培し、久米のAはこのうち苧麻、はつか、ほうききびを、またaはたばこ、はつか、ほうききびを放棄して

第 16 表 作物別反当収益(熊本県)

年 度 作 物	昭和25年	26年	27年	28年	29年
米	円 6,520 (3,845)	円 5,696 (4,275)	円 9,859 (4,285)	円 8,884 (5,016)	円 7,984 (5,534)
小 麦	(-) 1,535 (2,416)	(-) 282 (3,136)	532 (2,559)	(-) 1,416 (2,582)	(-) 717 (2,501)
裸 麦	(-) 1,720 (3,588)	(-) 309 (4,187)	(-) 436 (3,191)	(-) 3,331 (4,393)	(-) 3,958 (4,913)
甘 藕	3,826 (5,581)	9,242 (5,518)	5,857 (4,513)	1,939 (5,873)	4,505 (5,759)
小 豆	247 (1,562)	3,087 (2,056)	3,750 (2,457)	(-) 2,768 (2,825)	4,705 (2,750)
苧 麻	3,268 (4,932)	1,730 (6,900)	13,254 (9,963)	6,824 (10,988)	12,742 (8,844)
蘭	(-) 9,332 (16,633)	4,075 (14,841)	(-) 16,987 (19,145)	(-) 12,695 (16,186)	(-) 18,575 (18,834)
蕓	(-) 1,607 (14,531)	1,476 (15,065)	7,000 (16,355)	5,363 (19,041)	(-) 4,412 (20,815)
菜 種	(-) 3,147 (3,807)	788 (2,440)	-	-	(-) 568 (3,522)
煙 草	7,786 (10,660)	10,168 (20,736)	-	-	-
大 蘆	-	-	(-) 3,152 (8,685)	(-) 8,950 (8,968)	(-) 5,603 (10,342)

1. 農林省熊本統計調査事務所資料による。

2. 反当収益=反当粗収益-反当生産費。

3. カッコ内は反当家族労働費。

いる。AとBは養蚕を営み、またaも新植によつてこれを始めようとしている。

飼料栽培面積は、A四・八反、B三・七反、a二・三反、b二・〇反で、耕作規模の大きさにほぼ照應している。飼養乳牛はいずれもホルスタイン種で、その概況は第二〇表の通りである。乳牛の優劣順位はA、B、a、bで、飼養農家の経済力に照應している。ただ、Aの乳牛は日量最高一・七斗の能力を有しながら、種付けの失敗から搾乳期間が長びき、泌乳量が相対的に低下している。牛乳生産のための飼養費用は第二一表の通りである。この調査期間は昭和二六年九月から二七年八月までで、自家労賃は一日一八〇円、資本利子は年四分として算定されている。これによると、優良乳牛をもつ上位農家ほど費用は大で、AとBとはbの二倍近くの費用を投じている。費用構成では各農家とも飼料費が五・六割をしめ、特にb以外の三農家の購入飼料の比重の大きいことが注目される。これらの農家は一般に購入飼料を過給し、効果のない飼料費の増大が牛乳生産費を増す結果となつてゐる。牛

第17表 作物別1時間当たり家族労働報酬(熊本県)

作物\年度	昭和25年	26年	27年	28年	29年
米	円 72 (144)	円 67 (148)	円 94 (151)	円 93 (150)	円 91 (149)
小麥	円 12 (109)	円 24 (111)	円 40 (81)	円 15 (77)	円 26 (69)
裸麥	円 12 (148)	円 27 (142)	円 27 (107)	円 8 (141)	円 7 (137)
甘藷	円 37 (254)	円 64 (230)	円 56 (185)	円 44 (177)	円 57 (181)
小豆	円 24 (75)	円 66 (78)	円 72 (86)	円 1 (74)	円 102 (73)
芋麻	円 33 (250)	円 34 (257)	円 68 (343)	円 51 (351)	円 76 (283)
蘭	円 13 (547)	円 44 (431)	円 4 (503)	円 8 (426)	円 1 (465)
蘭種	円 22 (597)	円 28 (585)	円 38 (620)	円 40 (616)	円 25 (669)
煙草	円 5 (127)	円 41 (78)	—	—	円 37 (79)
大麻	円 39 (476)	円 45 (693)	—	—	—
	—	—	円 17 (322)	円 0 (349)	円 14 (340)

農林省熊本統計調査事務所資料による。

$$R = \frac{\text{反当収益} + \text{反当家族労働費}}{\text{反当家族労働時間(カツコ内の数字)}}$$

第18表 牛乳一升あたり生産費

	A	a	B	b
農用総額	円 186,844	円 160,077	円 190,695	円 100,166
差引副産物(厩肥・糞)	28,150	57,575	74,500	20,550
牛乳負担費用	158,694	102,502	116,195	79,616
牛乳生産量	升 1,819.1	升 1,755.7	升 2,335.7	升 1,245.4
一升あたり生産費(A)	円 87.20	円 58.40	円 49.70	円 63.90
実際販売乳価(B)	56.09	54.10	54.35	57.30
(B)-(A)	(-)31.11	(-)4.30	4.65	(-)6.60

農林省九州農業試験場「新興酪農地における酪農經營」(農林省農業改良局研究部『第2回農業經營研究会発表要旨』1953年、所収)より。

第19表 調査農家の經營規模

	久米		永	
	A	a	B	b
世帯人員者数	7人	8人	8人	6人
農業従事者	3.6	4.8	3.6	2.6
農業耕種	耕・畜・蚕	耕・畜	耕・畜・蚕	耕・畜
水稲通	9.2反	7.6反	3.3反	2.7反
桑茶そ	8.5	7.6	18.5	11.8
経営地	3.5	1.0	3.1	—
當地	—	0.2	—	0.5
の計	21.2	16.4	24.9	15.0
山家畜	4.0反	3.0反	10.1反	15.6反
林牛	搾1 1	搾1 1	搾1 1	搾1 1
馬	—	—	1	3
羊	—	2	20	15
鶏	8	—	—	—
総単位	2.2	2.0	2.3	2.5
畜大農具	1 1 —	— — —	1 1 1	— — 1
石油発動機 動力脱穀機 畜力カルチ	—	—	—	—

前出(第18表)資料。農家aの桑園は昭和27年に新植、また、農業従事者は能力換算。

牛乳一升あたり生産費は第一八表の通りである。これによると、生産費は一般に高く、販売乳価を上廻つてあり、採算がとれたのはわずかにBだけである。Aの生産費が高いのは、購入飼料を多給したにもかかわらず、乳量は牛の能力に比して少なく、また、産犢が牡であつたためである。BはAと同じく購入飼養費が大であるが、乳量が多く、牝犢

第 20 表 飼養乳牛概況

九州養蚕村における乳牛飼養の展開

	久米		永	
	A	a	B	b
年令	6歳	8歳	6歳	11歳
体重	145貫	130貫	140貫	115貫
産犢次数	4	5	2	7
登録事情	登録牛	雜種	雜種	雜種
導入年次	昭和25年	25年	25年	26年
買入先	静岡県	熊本県菊池郡	熊本市	熊本県菊池郡
買入価格	15万円	5.8万円	7.5万円	6.0万円
導入後産犢数	1(♀) 1(♂)	1(♀)	2(♀)	1(♂)
調査年度内産犢数	1(♂)	1(♀)	1(♀)	1(♂)
調査年度内販売犢数	—	1(♀)	1(♀)	1(♂)
販売時迄の経過月数	—	3カ月	3.5カ月	1カ月
販売金額	—	3.55万円	5.0万円	0.25万円

前出資料。

第 21 表 乳牛飼養費用

一六五

	A		a		B		b	
	円	%	円	%	円	%	円	%
飼料費	77,898	41.7	65,393	46.8	77,539	45.3	23,495	23.4
{ 購入自給	31,305	16.8	27,690	12.4	44,449	14.6	34,047	34.0
費計	109,203	58.5	93,083	59.2	121,988	59.9	57,542	57.4
敷料費	7,160	3.8	5,490	3.9	3,834	2.2	2,870	2.9
家族労賃	22,824	12.2	24,462	17.5	28,170	16.5	18,792	18.8
(1,268)	(1,371)		(1,565)		(1,565)		(1,044)	
償却費	20,000	10.7	9,280	6.6	10,000	5.8	4,910	4.9
{ 家畜寄舍	1,012	0.5	722	0.6	903	0.5	495	0.5
費計	21,012	11.2	10,002	7.2	10,903	6.3	5,405	5.4
衛生管理費	988	0.5	—	—	540	0.3	1,960	1.9
種付料	1,800	1.0	1,000	0.7	1,000	0.6	1,000	1.0
歩合金・手数料	8,296	4.5	8,389	6.0	13,378	7.8	6,989	7.0
保険料	8,493	4.5	2,280	1.6	3,540	2.1	—	—
租税・公課	2,576	1.4	2,619	1.9	2,807	1.6	2,463	2.5
計(経営費)	182,352	97.6	147,325	98.0	186,160	97.3	97,021	96.9
資本利子	3,412	1.8	2,302	1.7	3,575	2.1	2,605	2.6
地代	1,080	0.6	450	0.3	960	0.6	540	0.5
合計(費用総額)	186,844	100	160,077	100	190,695	100	100,166	100

前出資料。家族労賃欄のカッコ内は乳牛飼養労働時間。

の販売価格が高かつたために、生産費はAよりもすつと低くなつてゐる。bは粗生産費は小さいが、乳量が少ないと
めに単位量あたり生産費は大きくなつてゐる。このように産績の有無、性別はなかば偶然的性質をもつものではある
が⁽³⁾、生産費に大きな影響を及ぼしてゐる。そして、これらの要素を捨象すれば、結局、購入飼料と乳量の多少とが生
産費を規定する主たる要因となる。

そこでこれを農林省統計調査部の『牛乳生産費調査』の結果と比較して考えてみよう。昭和二六年度の牛乳一升あ
たり生産費は、全国平均四六・八七円、内地平均五四・五六円、同年度の実際販売乳価はそれぞれ四二・三九円、四
四・八〇円で、差し引き全国四・四八円、内地九・七六円の赤字である。泗水村の赤字は九・三四円（四戸平均）であ
るから、赤字の程度は内地平均よりもわずかに少ない。これを昭和二七年度についてみると、その生産費は全国平均
五六・七八円、内地平均六一・九三円、実際販売乳価はそれぞれ四三・一〇円、四六・六九円で、差し引き全国一三
・六八円、内地一五・二四円の赤字となつてゐる。昭和二六年度にくらべ二七年度の赤字の増加が注目される。泗水
村のこの年度の調査結果はないが、諸条件から推して恐らく赤字の増加となつてゐると思われる。ここでは、農林省
の『農家経済調査』（昭和二七・二八年度）から乳牛飼養農家を抽出してみよう（第二表参照）。F₅は乳牛二頭、綿羊二
頭を飼養しているが、乳牛関係の粗収入は七二・四四四円、飼料代は三八・一五三円（綿羊二頭分を含む）で、差し引
き三四、二九一円となる。この数字はもちろんまだ粗収益で、この中から第一次生産費の他の費目と第二次生産費と
が控除されねばならないが、調査原票からの算出は不可能である。F₉も乳牛一頭を飼養しており、その粗収入は四
六、七二〇円、飼料代は一八、〇一七円（馬一頭分を含む）で、差し引き二八、七〇三円となり、F₅のそれよりは少
ない。昭和二八年度にはF₅は調査対象からはずされたので、乳牛飼養農家は一〇戸のうちF₉だけとなつたが、そ

の乳牛関係粗収入は一〇、八三四円、飼料代（馬一頭分を含む）は一〇、九八〇円で、この外種付け料一、五〇〇円も加わるので、全く自家労賃部分をも実現しえない状態である。これは年度内に産犢がみられなかつたことによる。

つぎに飼料事情をみよう。これは市場条件とならんで泗水村の乳牛飼養を強く規定している。昭和一五年『世界農業センサス』によると、泗水村の飼料用、綠肥用作物はつぎの通りである。すなわち、青刈大豆は飼料用が三戸、五畝五歩、綠肥用が八七戸、一一町八反九畝二五歩、紫雲英は飼料用が一〇戸、八反三畝一〇歩、綠肥用が一一六戸、一四町二反九畝一〇歩となつてゐる。綠肥用作物も極めて少ないが、飼料用作物は皆無に近い。第二表をみると、四戸の調査農家のうち一戸を除く全戸が飼料基礎の七～八割を購入飼料に求めている。そして、この傾向は泗水村の殆んどすべての乳牛飼養農家にあてはまるとしてよい。購入飼料は麩、麦糠、大豆粕で、配合飼料や醤油粕、澱粉粕などは全然与えられていない。これらの飼料は殆んどすべて農協から購入しているが、AとBとはそのうち一〇～三〇俵の糠類を業者から直接買い入れ、あるいは小麦との物交を行なつてゐる。購入飼料の中心は麩であるが、AとBは麦糠と合わせて年間八〇～一〇〇俵程度を購入してゐる。自給部分のうち栽培飼料はさきにみたように青刈とうもろこし、青刈燕麦、紫雲英が大部分をしめてゐる。副産物は稲藁、甘藷づるが主体である。甘藷づるの利用は多く、全村的傾向となつてゐる。Bは四反分の甘藷づる（反あたり五〇〇～六〇〇円）を非飼養農家から買つてゐる。一般に各農家とも豆科の飼料、多汁質飼料を欠き、青刈とうもろこしを別とすれば、馬の飼料構成と大して違わない。すなわち、泗水村では戦前の馬飼養農家が從来の飼料種類の分量をふやすとともに、飼料基礎の拡大をひたすら濃厚飼料だけに求めるという形態が支配的で、その飼料基礎の薄弱さが注目される。この対策としては、役場と酪農協は提携して飼料自給運動

第 22 表 乳牛年間給与飼料

九州養蚕村における乳牛飼養の展開

一六八

			A	a	B	b
購入飼料	麦 大 豆 (甘 藷 づ る)	穀	貫 512	貫 332	貫 555	貫 136
		糠	312	198	101	112
		粕	80	130	140	30
			—	—	(生) 260 (乾) 190	—
自 然 飼 料	青刈 青 青 青 青 青 青 紫 紫	とうもろこし 大豆 燕麥 種豆 豆芽 さば 雲英 麥	540 — 690 — 80 30 540 —	200 — 370 — — — 400 24	430 186 336 68 — — — 92	310 — 400 — — — — 80 11
	主 産 物	小麦 蕷 裸麦 大根	60 250 24 150	— 290 — —	29 454 — —	60 250 80 100
	野 草	野草 野乾	380 —	580 —	692 —	150 —
	副 產 物	稻 麦 甘 米	藁 藁 甘 米	780 — (生) 480 —	510 64 300 120	850 62 229 169
				(乾) 150	—	420 225 300 120
		穀 麦 粟 大小 豆 豆 豆 豆	糠 糠 糠 糠 糠 糠 糠 糠	5 5 120 — — — — 150	23 5 32 16 — — — —	— 5 3 90 — — — —
				— — — — — — — —	— — — — — — — —	— 3 6 — — 2 30 —

前出資料。

を展開している。従来の、乳牛一頭につき三畝の飼料作付け面積を一反にまで引きあげることによつて、自給三、購入七の割合を逆転させようというのである。これと関連するが、泗水村は昭和三十年度から「飼料自給經營地区」（全国五〇ヵ所、熊本県では泗水村だけ）として農林省の指定をうけ、飼料畠一反以上の農家一〇戸（耕作規模は一町以上、うち一戸は六反）が經營記帳を始めている。また、冬期飼料対策としてはサイロの建設を奨励し、年間一〇〇基を目標に村と酪農協とが二〇万円の補助金を計上している（村五万円、酪農協一五万円）。泗水村のこのような努力はもちろんにがしかの成果をもたらすに違ひない。しかし、問題の本質的解決は決して容易ではない。なぜなら、飼料基礎の確立は、実は、農業構造そのものの変革を前提とするからである。泗水村の農業構造は、戦前、地主制の支配のもとで「有畜多角形農業即ち一家総動員年中不斷の努力經營」⁽⁴⁾（傍点は筆者）を特質としていた。戦後は新たに乳牛が加わり、作目間の比重も若干変動したが、それはあくまで、既存の再生産循環のラジ内での動きであり、そのなかにはなんら構造変革の契機を含んでいない。耕種と養畜とを有機的に結びつける輪作經營が定着しえないゆえんである。

さきにみたように、泗水村の乳牛飼養は赤字經營を強制されている。これはひとつは市場の未成熟と、その未成熟の盲点にのしかかる乳業資本の重圧によるものであるが、それとともに、それに照應して、乳牛飼養の構造 자체のなかに赤字を必然化する契機が含まれていると考えられる。ここでは後者について検討しよう。泗水村の乳牛飼養は旧地主、耕作地主、新・旧自作富裕層が、戦後の相対的乳価高に刺戟されて開始した新たな商業的經營部門であるが、その後の経過は、これが利潤部門ないし収利部門となるどころか、逆に、自家労働搾取の窮迫販売部門に転化しつつあることを示している（さきに述べたように、一日わずか一八〇円の自家労賃を擬制しても、牛乳一升あたり生産費は九・三四円の赤字である）。何故そうなりたのか。端的にいえば、これは乳牛飼養が家族労作的な自作農經營の一環として營まれ

てることによる。乳牛飼養は、ここでは、発展的展望をもつ上向的商品化部門としてではなく、従来の極度に労働集約的な養蚕、煙草作などとともに、不況に促進される窮屈販売部門のひとつとして、極めて不合理な「合理的多角經營」のなかに押しこめられている。これを支えるものがまたしても「一家総動員年中不斷の努力經營」（新しい局面での家族労作主義）であることはいうまでもない。泗水村の農民は現在、その土地もち的、小地主的性格と、經營者的政治的、生産者の性格との二者対抗的矛盾に苦しみはじめている。ただ、この矛盾はいまのところ意識下で内攻するにとどまり、その進歩的な性格なしし側面はまだ旧いよどんだ性格（側面）の止揚を必須と感ずるほどには成長していない。經營規模の相対的に大きい久米や永の「混合型」がいぜんとして大きな比重をしめているゆえんである。

註(1) 苅麻生産の前途は、最近の東洋織維（資本金一二億円、全国の 苅麻生産量の約五〇%を製品化）の經營破綻によつて極めて暗いものとなつた。熊本県は作付面積、収穫量とも宮崎県につき全国二位で、昭和三〇年の作付面積は約九三〇町歩、予想収穫高三八万貫、価格にして二億二千万円が見込まれてゐる。また、同社の大工場のうち三原（広島、三万ヶ所）につき二位をしめる八代工場（六千ヶ所）が県内にある関係で、熊本県の生産者は最も大きな打撃をうけるものと予想される。同社は七月二〇日、東京地裁に会社更生法の適用を申請し、同月二七日に保全命令がだされた。農林省としては会社の再建計画がきまるまで、生産者に対し 苅麻販売価格（昭和三〇年春の価格は一〇貫あたり五、七四五円）の八割程度を當農・生活資金として、農林中金で融資するよう斡旋することになつた。他方、麻産業界では生産者価格を一〇貫あたり五、〇〇〇、四、三〇〇円の線までひき下げるよう強く要請している。

(2) 吉田武夫・日吉太郎・松永俊雄「新興酪農地における酪農經營—熊本県菊池郡泗水村の事例」（農林省農業改良局研究部『第二回農業經營研究会発表要旨』昭和二八年、所収）参照。

(3) 產量の有無はもちろん偶然的要因に規定されることはいえない。例えば泗水村の乳牛の妊娠障碍は主として卵巣癆症によるもので、この症状を示す乳牛は全体の五%程度とみられる。

(4) 泗水村役場『泗水村史』昭和一三年、五一頁参照。

六、むすび

以上述べたことにつき一、三の要約を試みよう。

一、泗水村の乳牛飼養は、戦後、一部の中・富農層の主導のもとに、多くの自作農經營（家族労作經營）のなかにとり入れられた。けだし、商業的農業は自作農經營の必然的な発展方向であり、小農民の夢だからである。そして、この過程は次の諸条件によつて促進された。すなわち、熊本市を中心とする牛乳市場の形成、養蚕業の凋落、農協・役場（泗水社とならんで村のヒエラルヒーの集中的表現形式）の積極的な指導と援助、昭和二七年度にはじまる政府の有畜農家創設事業などがそれである。

二、新しい商業的經營部門＝乳牛飼養は、戦前から継承した「有畜多角形農業即ち一家総動員年中不斷の努力經營」のなかに迎え入れられた。この種の經營は、言葉をかえると、家父長の家族制度、共同体的部落秩序に規制され、自家労働を「タダ」であると觀念する家族労作主義に支えられたものに外ならない。ここで決定的な重要性をもつものは半自給的な耕種農業であり、そのまわりに養蚕、煙草作、養畜（仔畜生産・綿羊・鶏）などの商品化部門が雜居せしめられる。したがつて乳牛飼養は、他の商品化部門を排除してみずからを集約化＝有畜經營化することができず、結局、他と同様の自己搾取部門として、他部門との妥協・抱合を余儀なくされる。こうして、家族労作經營のもとでは、商業的農業の發展は不斷に歪められ、畸型化され、窒息せしめられる。

三、久米、永部落を中心として全村的に拡がる「養蚕・酪農混合型」は、まさに、その典型的な表現であるとみると

ことができる。「混合型」の特質は、その耕作規模が相対的に大きく、經營内にできるだけ多くの經營部門をとり入れて、個々の部門は粗放であつても、經營全体の収益を大ならしめようとする点にみられる。したがつてここでは、個別部門はたがいに他の危険を分担しあう關係にたち、このために、景氣変動に応する作目間の比重の変化がはげしい。永部落における乳牛飼養の停滞はこのことと密接に関連している。富出分の養蚕への傾斜は、部落共同体的規制、經營組織に対する部落民の現状維持的・保守的態度によるものと考えられる。

この部落は農地改革の「恩恵」を最も多く享受し、農家經濟はかなり向上したとみられるが、その商業的農業への志向は、しさかの遲疑もなく、かつての窮迫販売部門である養蚕業に結集した。ここでの養蚕業の經營經濟的意味は戦前と戦後とでは確かに違つてゐる。しかし、この実態のなかには、長年にわたつて血肉化した小作貧農的事大主義のにおいが強く感じられる。

もつとも、先にみたように、養蚕と乳牛飼養とは經營採算上大した優劣がない事情をも併せて考慮すべきである。ともあれ、富出分の乳牛に対する関心の薄さは注目に値するが、最近の漸増傾向は「混合型」への接近を予測させるものがある。富納は、養蚕や煙草作を捨ててひたすら「酪農型」をおしこめてゐるが、これは、「混合型」や「養蚕型」にくらべて耕地面積が少ないことに基因するとみられる。それだけに、富納の「酪農熱」は高まらざるを得ないのである。そして、登録牛による泌乳量の増大は低乳価への不可欠の対応手段となる。富の原の「開拓地酪農型」は、はじめから自己搾取的性格を担わされており、不況が進めば進むほど、乳牛飼養への偏執は深まるにちがいない。

四、泗水村の乳牛飼養形態のこのような部落的・階層的ニュアンスは、本質的には、独占的乳業資本による農民支

配の、態様の相違を示すものにすぎない。乳業資本は加工技術の改善のためには努力を惜しまぬが、乳牛飼養そのものは農民にまかせる方が得策だと考える。そこで、資本の運動法則をテコとして、農民を、自分のために二束三文の賃銀で乳牛を飼う下男に転化し、かれには、牛乳を提供する機械＝乳牛の世話を閲する最も苦しい、最も不潔な仕事の大部分を引き受けさせる。すなわち、乳業資本は「単に乳脂を牛乳から分離するためだけでなく、また、乳脂を勤勉から分離するための、牛乳を貧農の小供達から分離するための、あらゆる最新の改善と方法とを有する」のである。確かに、現在の諸条件のもとでは、乳牛飼養に農家経済上向への希望を托すべき何等の客観的条件もみいだせない。それにもかかわらず、泗水村の乳牛飼養は、それが営まれる家族勞作經營の内的必然に促がされて、その外延を拡大している。泗水村（ひいては熊本県）の乳牛増進のメカニズムは、まさにこのようなものとして理解されねばならないだろう。しかも現在のところ、泗水村の生産者は、資本の飽くことのない収奪の網の目にとらえられ極度の自己搾取を強いられている事実にまだ気づいていない。ここに、「優良酪農村」泗水村の悲喜劇が胚胎すると思われる。

（駐村研究員、一九五五・七・三一）